

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として金〇〇〇〇〇〇円、資産として別記目録記載の財産金〇〇〇〇〇〇円を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

年 月 日（注2）

甲 住所
氏名 実印

乙 住所
社会福祉法人〇〇会設立代表者（注3）
氏名 実印

（注1）法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は、関係者がそれぞれ保管する。

（注2）設立決議により設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請をする日以前の日付とすること。

（注3）設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任すること。（設立代表者代理人と表記）

（注4）別記目録を作成する場合は、贈与契約書との間に割印を押印すること。

（注5）第1条の例 同法人の建設自己資金として〇〇円、運転資金として〇〇円、法人事務費として〇〇円・・・など。

様式3 法人設立時財産贈与契約書（例）

記入例

(注1)

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者●●●●●
（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の建設自己資金として金500,000円、運転資金として金17,000,000円、法人事務費として金2,500,000円を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

平成〇〇年 〇月〇〇日（注2）

甲 住所 東京都立川市●●町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

実印

乙 住所 東京都立川市●●町〇丁目〇番〇号

社会福祉法人〇〇会 設立代表者（注3）

氏名 ●● ●●

実印

贈与者（甲）の住所・氏名は、印鑑登録証明書と一致しているか。

【贈与者が設立代表者の場合】
代理人の住所・氏名は、印鑑登録証明書と一致しているか。

(注1) 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は、関係者

(注2) 設立決議により設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請をする

(注3) 設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任すること。（設立代表者代理人と表記）

(注4) 別記目録を作成する場合は、贈与契約書との間に割印を押印すること。

(注5) 第1条の例 同法人の建設自己資金として〇〇円、運転資金として〇〇円、法人事務費として〇〇円・・・など。

(注1)

別記

目 録

1	土地（注2） 立川市〇〇町〇丁目〇番〇所在の土地1筆	m ²
2	建物（注3） 立川市〇〇町〇丁目〇番地〇所在の〇〇造〇階建建物 1棟 延	m ²
3	什器備品（注4）（別紙明細書のとおり）	円
4	権利	円

（注1）必要項目のみ記載する。贈与内容はなるべく贈与契約書中に記載する。

（注2）登記事項証明書記載のとおりに記入する。土地の一部のみ贈与する場合は、分筆登記後の登記事項証明書により記入する。

（注3）建物の贈与を受けるときに記入する。建設中の建物は記入しない。

（注4）什器備品については、減価償却後の現在価額とする。

必要項目のみ記載する。贈与内容は、なるべく贈与契約書中に記載する。

(注1)

別記

記入例（目録の添付は任意）

目 録

- 1 土地（注2）
立川市〇〇町〇丁目〇番〇所在の土地1筆 ●● m²

- 2 建物（注3）
立川市〇〇町〇丁目〇番地〇所在の〇〇造〇階建建物
1棟 延●●●.●● m²

- 3 什器備品（注4）（別紙明細書のとおり） ●,●●●円

- ・ 什器備品は、明細書が添付され、固定資産（取得価額10万円以上）と備品（10万円未満）に区分されているか。
- ・ 減価償却計算が適切に行われた現在価額となっているか。

(注1) 必要項目のみ記載する。贈与内容はなるべく贈与契約書中に記載する。

(注2) 登記事項証明書記載のとおり記入する。土地の一部のみ贈与する場合は、分筆登記後の登記事項証明書により記入する。

(注3) 建物の贈与を受けるときに記入する。建設中の建物は記入しない。

(注4) 什器備品については、減価償却後の現在価額とする。